

2017年7月の九州豪雨で甚大な被害が出た朝倉市で被災者の生活再建支援に奔走する。県や市は（被災者に）寄り添うという言葉を使ってきたが、言っていることやっていることが違う。話が応急仮設住宅の入居期限延長問題に及ぶと柔らかな話しぶりが一転、言葉に熱がこもる。

原則2年の期限延長を求める一部の被災者を支え、自治体に働きかけてきた。しかし再三の要望は聞き入れられず、仮設住宅からの退去は淡々と進む。市の住宅再建調査（8月23日現在）によると、被災1069世帯のうち、恒久的住まいが確保できていない世帯は130世帯。「被災状況は人それぞれで、再建のスタートラインも違う。行政は個々の声に耳を傾けていない」と憤りを隠さない。

九州豪雨の被災者支援に取り組む弁護士



さかぐち ゆうすけ
坂口 裕亮さん(30)

＝福岡市博多区



生活再建できる日まで

佐賀県鳥栖市出身。九州大法学部、名古屋大法科大学院を卒業後、15年に福岡県弁護士会に登録。福岡市の弁護士法人「奔流」に入所し、17年4月、朝倉オフィス所長に着任した。その3カ月後、豪雨が起きた。土砂で二階部分が埋もれ

た家屋、原形をとどめていない河川……。信じられない光景に言葉を失った。「弁護士として何ができるのか、最初は手探りだった」。同僚らとボランティア活動を開始。家屋に入り込んだ土砂をかき出したり、電話による無料相談会を開いた

りした。しばらくたってから、仮設で暮らす70代の女性被災者と話したときのこと。それまで「どこでも生きていく」と気丈に振る舞っていたが、被災前の生活を話し始めると「戻りたくても戻れん。仕方がない」と本

音をこぼしたのだ。「朝倉の人たちは良くも悪くも我慢強い人が多い。声に出せない人たちがいることに気づかされた」。この時の出来事が支援を続ける原動力になっている。今月初旬には弁護士やNPOメンバーで「朝倉被

災者を支える会」を発足させた。災害から2年余り。自宅再建に支給される「加算支援金」の申請期限問題や心のケアのあり方など、被災者を取り巻く課題はなお多く残されたままだ。「被災した人たちが真の生活再建を果たせる日まで支援し続けたい」。被災地の弁護士としてとことん寄り添っていくつもりだ。

(横山太郎)